

**新環境ガイドラインに基づく  
異議申立て手続に係る  
パブリック・コンサルテーション**



**2001年6月7日(金)**  
**国際協力銀行**

**国際協力銀行「新環境ガイドライン」  
について**

## 1. 作成経緯

- 1) 1999年3月、国際協力銀行法案可決の際、「統一ガイドライン等策定」について附帯決議
- 2) 2000年10月、「国際協力銀行の環境ガイドライン統合に係る研究会」設置
- 3) 2001年9月、同研究会が「国際協力銀行の環境ガイドラインへの提言」を発表
- 4) 2001年末、上記「提言」を踏まえ、本行が新環境ガイドライン(案)を作成、パブリック・コメントの募集開始
- 5) パブリック・コンサルテーション・フォーラムを6回開催

## 2. 新環境ガイドライン概要

### 1. 前書き

#### 第1部

1. 本行の環境社会配慮確認にかかる基本方針
2. ガイドラインの目的・位置付け
3. 環境社会配慮確認にかかる基本的考え方
4. 環境社会配慮確認手続き
5. 本行の環境社会配慮確認にかかる情報公開
6. 意思決定、融資契約等への反映
7. ガイドラインの適切な実施・遵守の確保
8. ガイドラインの適用及び見直し

## 2. 新環境ガイドライン概要

### 第2部

1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮
2. カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書
3. 一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域の例示一覧
4. スクリーニングに必要な情報
5. チェックリストにおける分類・チェック項目
6. モニタリングを行う項目

### 1) 前書き

- 国際金融業務および海外経済協力業務に共通に適用
- 環境配慮確認を通じ持続可能な開発への努力に貢献
- 確認の対象は、汚染対策、自然環境、社会環境（非自発的移転、先住民等への人権の尊重を含む）
- OECD等国際的議論を踏まえる

## 2) 本行の環境配慮確認にかかる基本方針

- 地域住民、現地NGOを含むステークホルダーの参加の重要性を認識
- 相手国の主権を尊重しつつ、相手国、借入人等との対話を重視
- 環境レビューとともにモニタリングを重視

## 3) 環境配慮確認手続き

- スクリーニングは、できるだけ早期に行う
- カテゴリ分類
  - (カテゴリA) 重大で望ましくない影響のあるプロジェクト
    - EIAレポートに基づきレビュー
  - (カテゴリB) 影響がカテゴリAほど大きくないプロジェクト
    - EIAレポートは必須ではない
  - (カテゴリC) 影響が最小限かあるいは全くないと考えられるプロジェクト
    - 環境レビューは省略
  - (カテゴリFI) 予めプロジェクトが特定されないTSL等
    - 金融仲介者を通じて実質的に本ガイドラインで示す環境配慮を確保

#### 4) 情報公開

- 融資承諾前にスクリーニング情報をwebサイトで公開
- 融資決定後、環境レビュー結果をwebサイトで公開

#### 5) 意思決定

- 環境レビュー結果は、融資契約等の意思決定に反映
- 適切な環境配慮が行われない場合、融資等を行わないこともあり得る

## 6) ガイドラインの遵守

- ガイドラインの不遵守に関する異議申し立てを受付け、必要な措置を検討

## 7) カテゴリA案件に求められるEIA報告書

- EIA報告書は、プロジェクトが実施される国において公開されている
- EIA報告書作成にあたり、地域住民等との協議が行われている

### **3. ガイドラインの施行**

**来年10月1日以降、融資要請がある案件  
に対して適用**

**\*ただし、早期導入できるものは  
本年10月目途に開始予定**